


幼児教育・保育の無償化の主な例



3歳～5歳

- 保育の必要性の認定事由に該当する子ども
- 共働き家庭
ひとり親で働いている家庭など

- 幼稚園
- 保育所
- 認定こども園
- 就学前発達支援

無償
(幼稚園は月額 2.57万円まで)

- 幼稚園の預かり保育

幼稚園の利用に加え月額 **1.13万円** まで **無償**

- 認可外保育施設
- 一時預かり事業など

月額 **3.7万円** まで **無償**

- 幼稚園
- 保育所
- 認定こども園

+ 就学前の発達支援

ともに **無償**
(幼稚園は月額 2.57万円まで)



3歳～5歳

- 上記以外
- 専業主婦(夫)家庭など

- 幼稚園
- 認定こども園(幼稚園部)
- 就学前発達支援

無償
(幼稚園は月額 2.57万円まで)

- 幼稚園
- 認定こども園(幼稚園部)

+ 就学前の発達支援

ともに **無償**
(幼稚園は月額 2.57万円まで)

※住民税非課税世帯については、0歳～2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となります。

幼稚園・保育所
認定こども園などをご利用の方へ

利用料の 無償化に関する ご案内



吉田町
こども未来課

この印刷物には抗菌ニスを使用しています

1

幼稚園、保育所、認定こども園、児童発達支援等を利用する子どもの保護者



3歳～5歳までの子ども

利用料は、無料です。

- ・無償化の期間は、満3歳になって最初の4月1日から小学校入学前までの3年間です。幼稚園については、満3歳から入園の時期に合わせて無償化となります。
- ・幼稚園については、月額上限2万5700円です。私立幼稚園は、無償化となるための認定や給付の手続きが必要になります。※手続きは、原則、通われる幼稚園を経由しての申請となります。
- ・児童発達支援については、無償化にあたり新たな手続きは必要ありません。利用する障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前に御確認ください。
- ・利用料以外の費用(通園送迎費、食材料費、行事費、医療費)などは保護者負担となります。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、就労前の発達支援等利用の保護者の方は、副食費(おかず、おやつ等)が入所施設から徴収されます。(年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子どもについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。)
※第3子のカウントは入所施設により異なります。
【町立保育園の副食費(給食費)】月額 **4,500円**

0歳～2歳までの子ども

住民税非課税世帯の利用料は、無料です。

(保育所、認定こども園(3号認定)、地域型保育事業等を利用の方が対象になります。)

多子世帯等の子ども

子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントし、0歳～2歳までの第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

その他

幼稚園、保育所、認定こども園等と児童発達支援の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

対象となる施設・事業・サービス

- 幼稚園、保育所、認定こども園
- 地域型保育事業、企業主導型保育事業
※地域型保育事業とは、市町の認可を受けた、0歳～2歳児を対象とする小規模の保育事業をいいます。
- 児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、居宅訪問型児童発達支援、医療型障害児入所施設

2

幼稚園の預かり保育を利用する子どもの保護者の方

※認定こども園(幼稚園部)も含まれます

認定を受けた保護者

幼稚園の利用に加え、毎日の利用日数×450円を支給限度として月額1万1300円までの範囲で預かり保育利用料を給付します。

- ・無償化の対象となるためには町から保育の必要性の「認定」を受ける必要があります。
- ・原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。保育の必要性の認定については、認可保育所の利用と同等の就労等の要件が求められます。

【保育の必要性を認定する事由】

- 月64時間以上の就労(フルタイム・パートタイム・居宅内労働など) ●妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害 ●同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ●災害復旧
- 求職活動 ●就学 ●虐待やDVのおそれ ●育児休業取得中の子どもの継続利用



3

認可外保育施設等を利用する子どもの保護者の方

3歳～5歳までの子ども

月額3万7000円までの範囲で利用料を給付します。

0歳～2歳までの子ども

住民税非課税世帯の子どもは月額4万2000円までの範囲で利用料を給付します。

- ・保育所、認定こども園等を利用できない方が対象となります。
- ・町から保育の必要性の「認定」を受ける必要があります。保育の必要性の認定については、認可保育所の利用と同等の就労等の要件が求められます。

対象となる施設・事業

- 認可外保育施設
- 一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

